

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費（1日につき）

(-) 認知症疾患型短期入所療養介護費（I）

a 認知症疾患型短期入所療養介護費（i）

i 経過的要介護	833単位
ii 要介護1	1,035単位
iii 要介護2	1,102単位
iv 要介護3	1,169単位
v 要介護4	1,237単位
vi 要介護5	1,304単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費（ii）

i 経過的要介護	944単位
ii 要介護1	1,146単位
iii 要介護2	1,213単位
iv 要介護3	1,280単位
v 要介護4	1,348単位
vi 要介護5	1,415単位

(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費（II）

a 認知症疾患型短期入所療養介護費（i）

i 経過的要介護	766単位
ii 要介護1	977単位
iii 要介護2	1,048単位
iv 要介護3	1,118単位
v 要介護4	1,189単位
vi 要介護5	1,259単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費（ii）

i 経過的要介護	850単位
ii 要介護1	1,108単位
iii 要介護2	1,179単位
iv 要介護3	1,249単位
v 要介護4	1,320単位
vi 要介護5	1,390単位

(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費（III）

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費（1日につき）

(-) 認知症疾患型短期入所療養介護費（I）

a 認知症疾患型短期入所療養介護費（i）

i 要介護1	1,049単位
ii 要介護2	1,116単位
iii 要介護3	1,183単位
iv 要介護4	1,251単位
v 要介護5	1,318単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費（ii）

i 要介護1	1,160単位
ii 要介護2	1,227単位
iii 要介護3	1,294単位
iv 要介護4	1,362単位
v 要介護5	1,429単位

(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費（II）

a 認知症疾患型短期入所療養介護費（i）

i 要介護1	991単位
ii 要介護2	1,062単位
iii 要介護3	1,132単位
iv 要介護4	1,203単位
v 要介護5	1,273単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費（ii）

i 要介護1	1,122単位
ii 要介護2	1,193単位
iii 要介護3	1,263単位
iv 要介護4	1,334単位
v 要介護5	1,404単位

(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費（III）

a 認知症疾患型短期入所療養介護費（i）

a	認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i	經過的要介護	743單位
ii	要介護1	948單位
iii	要介護2	1,017單位
iv	要介護3	1,085單位
v	要介護4	1,154單位
vi	要介護5	1,222單位
b	認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i	經過的要介護	827單位
ii	要介護1	1,079單位
iii	要介護2	1,148單位
iv	要介護3	1,216單位
v	要介護4	1,285單位
vi	要介護5	1,353單位
(四)	認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)	
a	認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i	經過的要介護	730單位
ii	要介護1	932單位
iii	要介護2	999單位
iv	要介護3	1,066單位
v	要介護4	1,134單位
vi	要介護5	1,201單位
b	認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i	經過的要介護	814單位
ii	要介護1	1,063單位
iii	要介護2	1,130單位
iv	要介護3	1,197單位
v	要介護4	1,265單位
vi	要介護5	1,332單位
(五)	認知症疾患型短期入所療養介護費(V)	
a	認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i	經過的要介護	668單位
ii	要介護1	870單位
iii	要介護2	937單位
iv	要介護3	1,004單位

i	要介護1	962單位
ii	要介護2	1,031單位
iii	要介護3	1,099單位
iv	要介護4	1,168單位
v	要介護5	1,236單位
b	認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	1,093單位
ii	要介護2	1,162單位
iii	要介護3	1,230單位
iv	要介護4	1,299單位
v	要介護5	1,367單位
(四)	認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)	
a	認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	946單位
ii	要介護2	1,013單位
iii	要介護3	1,080單位
iv	要介護4	1,148單位
v	要介護5	1,215單位
b	認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	1,077單位
ii	要介護2	1,144單位
iii	要介護3	1,211單位
iv	要介護4	1,279單位
v	要介護5	1,346單位
(五)	認知症疾患型短期入所療養介護費(V)	
a	認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	884單位
ii	要介護2	951單位
iii	要介護3	1,018單位
iv	要介護4	1,086單位

v 要介護4	1,072単位
vi 要介護5	1,139単位
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 経過的要介護	779単位
ii 要介護1	981単位
iii 要介護2	1,048単位
iv 要介護3	1,115単位
v 要介護4	1,183単位
vi 要介護5	1,250単位
(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(1日につき)	
(-) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)	
a 経過的要介護	570単位
b 要介護1	772単位
c 要介護2	839単位
d 要介護3	906単位
e 要介護4	974単位
f 要介護5	1,041単位
(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II)	
a 経過的要介護	654単位
b 要介護1	903単位
c 要介護2	970単位
d 要介護3	1,037単位
e 要介護4	1,105単位
f 要介護5	1,172単位
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)	
(-) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)	
a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 経過的要介護	946単位
ii 要介護1	1,149単位
iii 要介護2	1,216単位
iv 要介護3	1,283単位
v 要介護4	1,351単位
vi 要介護5	1,418単位
b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 経過的要介護	946単位

v 要介護5	1,153単位
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	995単位
ii 要介護2	1,062単位
iii 要介護3	1,129単位
iv 要介護4	1,197単位
v 要介護5	1,264単位
(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(1日につき)	
(-) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)	
a 要介護1	786単位
b 要介護2	853単位
c 要介護3	920単位
d 要介護4	988単位
e 要介護5	1,055単位
(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II)	
a 要介護1	917単位
b 要介護2	984単位
c 要介護3	1,051単位
d 要介護4	1,119単位
e 要介護5	1,186単位
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)	
(-) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)	
a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	1,163単位
ii 要介護2	1,230単位
iii 要介護3	1,297単位
iv 要介護4	1,365単位
v 要介護5	1,432単位
b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	1,163単位

ii 要介護1	1,149単位
iii 要介護2	1,216単位
iv 要介護3	1,283単位
v 要介護4	1,351単位
vi 要介護5	1,418単位

(c) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)

a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 経過的要介護	857単位
ii 要介護1	1,111単位
iii 要介護2	1,182単位
iv 要介護3	1,252単位
v 要介護4	1,323単位
vi 要介護5	1,393単位

b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 経過的要介護	857単位
ii 要介護1	1,111単位
iii 要介護2	1,182単位
iv 要介護3	1,252単位
v 要介護4	1,323単位
vi 要介護5	1,393単位

(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき) 760単位

注1 (1)から(3)までについて、老人性認知症疾患療養病棟(指定居宅サービス基準第144条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。)を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大

ii 要介護2	1,230単位
iii 要介護3	1,297単位
iv 要介護4	1,365単位
v 要介護5	1,432単位

(c) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)

a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	1,125単位
ii 要介護2	1,196単位
iii 要介護3	1,266単位
iv 要介護4	1,337単位
v 要介護5	1,407単位

b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1,163護1	1,125単位
ii 要介護2	1,196単位
iii 要介護3	1,266単位
iv 要介護4	1,337単位
v 要介護5	1,407単位

(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費

(一) 3時間以上4時間未満	650単位
(二) 4時間以上6時間未満	900単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,250単位

注1 (1)から(3)までについて、老人性認知症疾患療養病棟(指定居宅サービス基準第144条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。)を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

臣が定めるところにより算定する。

- 2 (4)について、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 3 (3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 4 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 5 次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅰ）、認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅱ）、認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅲ）、認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅳ）若しくは認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅴ）又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅰ）の認知症疾患型短期入所療養介護費（ii）、認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅱ）の認知症疾患型短期入所療養介護費（ii）、認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅲ）の認知症疾患型短期入所療養介護費（ii）、認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅳ）の認知症疾患型短期入所療養介護費（ii）若しくは認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅴ）の認知症疾患型短期入所療養介護費（ii）又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費（Ⅱ）を算定する。
  - イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

- 2 (4)について、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 3 (3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 4 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 5 次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅰ）、認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅱ）、認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅲ）、認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅳ）若しくは認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅴ）又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅰ）の認知症疾患型短期入所療養介護費（ii）、認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅱ）の認知症疾患型短期入所療養介護費（ii）、認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅲ）の認知症疾患型短期入所療養介護費（ii）、認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅳ）の認知症疾患型短期入所療養介護費（ii）若しくは認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅴ）の認知症疾患型短期入所療養介護費（ii）又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費（Ⅱ）を算定する。
  - イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
  - ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

6 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

7 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費は、算定しない。

(5) 栄養管理体制加算

(一) 管理栄養士配置加算 12単位

(二) 栄養士配置加算 10単位

注1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

(6) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されている

用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

6 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

7 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費は、算定しない。

(5) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

こと。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(7) 緊急短期入所ネットワーク加算 50単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

(8) 特定診療費

利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(6) 緊急短期入所ネットワーク加算 50単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

(7) 特定診療費

利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(8) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	12単位
(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6単位
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位

ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費

(1) 基準適合診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)(1日につき)

(一) 経過的要介護	411単位
(二) 要介護1	545単位
(三) 要介護2	588単位
(四) 要介護3	632単位
(五) 要介護4	676単位
(六) 要介護5	720単位

(2) 基準適合診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)(1日につき)

(一) 経過的要介護	495単位
(二) 要介護1	676単位

(三) 要介護2	719単位
(四) 要介護3	763単位
(五) 要介護4	807単位
(六) 要介護5	851単位

(3) 特定基準適合診療所短期入所療養介護費（1日につき）

760単位

注1 (1)について、指定居宅サービス基準附則第5条第3項の規定

により読み替えられた指定居宅サービス基準第144条に規定する基準適合診療所である指定短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (2)について、指定居宅サービス基準附則第5条第3項の規定

により読み替えられた指定居宅サービス基準第144条に規定する基準適合診療所である指定短期入所療養介護事業所において、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

4 次のいずれかに該当する者に対して、基準適合診療所短期入所療養介護費を支給する場合は、基準適合診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

5 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、基準適合診療所における短期入所療養介護費は、算定しない。

(4) 栄養管理体制加算

(一) 管理栄養士配置加算 12単位

(二) 栄養士配置加算 10単位

注1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

(5) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

10 特定施設入居者生活介護費

イ 特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 経過的要介護 214単位

10 特定施設入居者生活介護費

イ 特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護1 571単位

(2) 要介護 1	549単位
(3) 要介護 2	616単位
(4) 要介護 3	683単位
(5) 要介護 4	750単位
(6) 要介護 5	818単位

ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費（1月につき）

注1 指定特定施設（指定居宅サービス基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。以下同じ。）において、イについては、指定特定施設入居者生活介護（同項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下「利用者」という。）の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定するものとし、ロについては、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス基準第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数を基に得た当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る総単位数について、利用者の要介護状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数を限度として算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 2 イについては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているもの（利用者の数が100を超える指定特定施設にあつては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を加算する。
- 3 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用

(2) 要介護 2	641単位
(3) 要介護 3	711単位
(4) 要介護 4	780単位
(5) 要介護 5	851単位

ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費（1月につき）

注1 指定特定施設（指定居宅サービス基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。以下同じ。）において、イについては、指定特定施設入居者生活介護（同項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下「利用者」という。）の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定するものとし、ロについては、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス基準第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数を基に得た当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る総単位数について、利用者の要介護状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数を限度として算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 2 イについては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているもの（利用者の数が100を超える指定特定施設にあつては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。
- 3 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、指定特定施設入居者生活介護を行った場合に、夜間

者に対して、特定施設入居者生活介護を行った場合に、夜間看護体制加算として、1日につき10単位を所定単位数に加算する。

#### 11 福祉用具貸与費（1月につき）

指定福祉用具貸与事業所（指定居宅サービス基準第194条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。）において、指定福祉用具貸与（指定居宅サービス基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）とする。

注1 搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価しない。ただし、指定福祉用具貸与事業所が別に厚生労働大臣が定める地域に所在する場合にあっては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者（指定居宅サービス基準第194条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。）の通常の業務の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費（当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具の往復の運搬に要する経費及び当該福祉用具の調整等を行う当該指定福祉用具貸与事業者の専門相談員1名の往復の交通費を合算したものをいう。）に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として所定単位数に加算する。

看護体制加算として、1日につき10単位を所定単位数に加算する。  
4 イについては、看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録している場合において、当該利用者の同意を得て、協力医療機関（指定居宅サービス基準第191条第1項に規定する協力医療機関をいう。）又は当該利用者の主治医に対して、当該利用者の健康の状況について月に1回以上情報を提供した場合には、医療機関連携加算として、1月につき80単位を所定単位数に加算する。

#### 11 福祉用具貸与費（1月につき）

指定福祉用具貸与事業所（指定居宅サービス基準第194条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。）において、指定福祉用具貸与（指定居宅サービス基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）とする。

注1 搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価しない。ただし、指定福祉用具貸与事業所が別に厚生労働大臣が定める地域に所在する場合にあっては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者（指定居宅サービス基準第194条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。）の通常の業務の実施地域（指定居宅サービス基準第200条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下同じ。）において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費（当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具の往復の運搬に要する経費及び当該福祉用具の調整等を行う当該指定福祉用具貸与事業者の専門相談員1名の往復の交通費を合算したものをいう。以下同じ。）に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として所定単位数に加算する。

2 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定福祉用具貸与事業所の場合にあっては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定福

2 要介護状態区分が経過的要介護又は要介護1である者に対して、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成11年厚生省告示第93号）第1項に規定する車いす、同告示第2項に規定する車いす付属品、同告示第3項に規定する特殊寝台、同告示第4項に規定する特殊寝台付属品、同告示第5項に規定する床ずれ防止用具、同告示第6項に規定する体位変換器、同告示第11項に規定する認知症老人徘徊感知機器及び同告示第12項に規定する移動用リフトに係る指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。ただし、別に厚生労働大臣が定める者に対する場合については、この限りでない。

3 利用者が特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、福祉用具貸与費は、算定しない。

福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の2に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の3分の2に相当する額を限度として所定単位数に加算する。

3 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて指定福祉用具貸与を行う場合は、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の1に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の3分の1に相当する額を限度として所定単位数に加算する。

4 要介護状態区分が要介護1である者に対して、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成11年厚生省告示第93号）第1項に規定する車いす、同告示第2項に規定する車いす付属品、同告示第3項に規定する特殊寝台、同告示第4項に規定する特殊寝台付属品、同告示第5項に規定する床ずれ防止用具、同告示第6項に規定する体位変換器、同告示第11項に規定する認知症老人徘徊感知機器及び同告示第12項に規定する移動用リフトに係る指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。ただし、別に厚生労働大臣が定める者に対する場合については、この限りでない。

5 利用者が特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、福祉用具貸与費は、算定しない。

○ 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）（抄）

（変更点は下線部）

現 行	改 正 案
<p>別表 指定居宅介護支援介護給付費単位数表 居宅介護支援費 イ 居宅介護支援費（1月につき）</p> <p>(1) 居宅介護支援費（Ⅰ）</p> <p>（一）要介護1又は要介護2 1,000単位</p> <p>（二）要介護3、要介護4又は要介護5 1,300単位</p> <p>(2) 居宅介護支援費（Ⅱ）</p> <p>（一）要介護1又は要介護2 600単位</p> <p>（二）要介護3、要介護4又は要介護5 780単位</p> <p>(3) 居宅介護支援費（Ⅲ）</p> <p>（一）要介護1又は要介護2 400単位</p> <p>（二）要介護3、要介護4又は要介護5 520単位</p> <p>(4) 経過的要介護居宅介護支援費 850単位</p> <p>注1 (1)から(3)までについては、利用者に対して指定居宅介護支援（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行い、かつ、月の末日において指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「基準」という。）第14条第1項の規定により、同項に規定する文書を提出している指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。</p> <p>(1) 居宅介護支援費（Ⅰ） 指定居宅介護支援事業所（基準第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）において指定居宅介護支援を受ける1月当たりの利用者数に、当該指定居宅介護支援事業所が法第115条の21第3項の規定に基づき指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）から委託を受け</p>	<p>別表 指定居宅介護支援介護給付費単位数表 居宅介護支援費 イ 居宅介護支援費（1月につき）</p> <p>(1) 居宅介護支援費（Ⅰ）</p> <p>（一）要介護1又は要介護2 1,000単位</p> <p>（二）要介護3、要介護4又は要介護5 1,300単位</p> <p>(2) 居宅介護支援費（Ⅱ）</p> <p>（一）要介護1又は要介護2 500単位</p> <p>（二）要介護3、要介護4又は要介護5 650単位</p> <p>(3) 居宅介護支援費（Ⅲ）</p> <p>（一）要介護1又は要介護2 300単位</p> <p>（二）要介護3、要介護4又は要介護5 390単位</p> <p>注1 (1)から(3)までについては、利用者に対して指定居宅介護支援（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行い、かつ、月の末日において指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「基準」という。）第14条第1項の規定により、同項に規定する文書を提出している指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。</p> <p>(1) 居宅介護支援費（Ⅰ） 指定居宅介護支援事業所（基準第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）において指定居宅介護支援を受ける1月当たりの利用者数に、当該指定居宅介護支援事業所が法第115条の21第3項の規定に基づき指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）から委託を受け</p>